

令和7年1月31日

建設業法改正に伴う岡崎市工事発注基準の改正について

建設業法の改正により令和7年2月1日より特定建設業許可及び監理技術者等の現場専任の金額要件が緩和されることに伴い、岡崎市工事発注基準の一部改正を行いました。

この基準は、令和7年2月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用されます。

【建設業法施行令第27条の見直し概要】

金額要件	現行	改正後
専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限	4,000万円 (建築 8,000万円)	4,500万円 (建築 9,000万円)

【発注基準変更箇所】

変更箇所①

4 入札参加条件の設定 > (1)簡易型一般 > エ施工実績 > ※3内の表

予定価格	平均完工高
4,500 4,000 万円未満	予定価格の1.5倍以上
4,500 4,000 万円以上	予定価格の2倍以上

変更箇所②

7 配置予定技術者の手持ち工事の制限 > (1)請負金額及び本数による制限

建設業法による工事現場の技術者専任対象の案件（請負金額4,500~~4,000~~万円以上、建築一式工事の場合は9,000~~8,000~~万円以上）以外であっても、一人の技術者の手持ち工事が、下記の条件をすべて満たした場合は、新たな工事の落札者にはなれないものとする。

- ・手持ち工事の請負金額の合計が4,500~~4,000~~万円以上（建築一式工事のみの場合は9,000~~8,000~~万円以上）になった場合

【発注基準】

新しい発注基準は、下記からご確認ください。

[市ホームページ>事業者の方へ > 入札・契約・公共工事に関する情報 > 入札・契約の広場 > 各種要領（資格審査・発注基準関係）](#)